

田原本町が御所市内に、御所市および五條市と共同で ごみ焼却場を建設することの可否についての意思を問う 住民投票条例（案）

第1条（目的）

この条例は、田原本町が御所市内に、御所市および五條市と共同でごみ焼却場を建設することの可否について、町民の意思を確認し、もって民意を反映した選択をすることにより、将来の住民の福祉向上に資することを目的とする。

第2条（住民投票）

前条の目的を達成するために、ごみ焼却場を御所市内に建設することに対する賛否について、町民による投票（以下「住民投票」という。）を行なう。

2 住民投票は、町民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

第3条（住民投票の執行）

住民投票は、町長が執行するものとする。

2 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第180条の2の規定に基づき、住民投票の管理及び執行に関する事務を田原本町選挙管理委員会（以下「委員会」という）に委託するものとする。

第4条（住民投票の期日）

住民投票の期日（以下「投票日」という）は、この条例の施行の日から30日以内において、町長が定める日とし、町長は投票日の5日前までにこれを告示しなければならない。

第5条（投票資格者）

住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、年齢満20年以上の者で、引き続き三ヶ月以上田原本町の区域に住所を有する者とする。

第6条（投票資格者名簿）

委員会は、住民投票における投票資格者について、田原本町がごみ焼却場を御所市内に御所市および五條市と共同でごみ焼却場を建設することの可否についての意思を問う住民投票資格者名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

第7条（投票の方法）

住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 投票資格者は、田原本町がごみ焼却場を御所市内に建設することに賛成するときは投票用紙の建設賛成欄に、反対するときは投票用紙の建設反対欄に、それぞれ○の記号を自署して、これを投票箱に入れなければならない。

第8条（投票所における投票）

投票資格者は、投票日に自ら住民投票を行なう場所（以下「投票所」という。）

に行き、名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

第9条（期日前投票）

投票日の当日、規則で定める事由により投票所に行くことができない投票資格者は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票を行なうことができる。

第10条（無効投票）

投票（点字投票を除く）については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの。
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの。
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの。
- (4) ○の記号を投票用紙の建設賛成欄及び建設反対欄のいずれにも記載したものの。
- (5) ○の記号を投票用紙の建設賛成欄及び建設反対欄のいずれにも記載したかを確認し難いもの。
- (6) 白紙投票。

第11条（情報の提供）

町長は、住民投票の適正な執行を確保するため、田原本町がごみ焼却場を御所市内に建設することについて、町民が意思を明確にするのに必要な情報の提供に努めなければならない。

第12条（投票運動）

住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等町民の自由な意思が拘束され、または不当に干渉されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

第13条（投票及び開票）

前条までに定めるもののほか、投票場所、投票時間、投票管理者、投票立会人、開票場所、開票時間、開票管理者、開票立会人、期日前投票その他住民投票の投票及び開票に関しては、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行令規則（昭和25年総理府令第13号）の規定の例による。

第14条（投票結果の告示等）

委員会は、投票結果が確定したときには、直ちにその旨を町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の報告があったときには、速やかにその旨を告示するとともに、当該報告の内容を町議会議長に通知しなければならない。

第15条（投票結果の尊重）

町長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

第16条（委任）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規定で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、投票日の翌日から起算して60日を経過した日にその効力を失う。

意 見 書

今回の直接請求にかかる「田原本町が御所市内に、御所市および五條市と共同でごみ焼却場を建設することの可否についての意思を問う住民投票条例（案）」（以下「住民投票条例案」という。）は、本町が御所市に御所市及び五條市と共同でごみ焼却施設を広域建設することの賛否について、住民投票で決定しようとする内容であります。

住民投票を行うにあたっては、個々にその内容を十分に検討することが求められており、それぞれの事案に応じて投票に付すべき事項、成立要件などの事項が定められていることが必要です。また、住民投票を実施した場合には、その投票結果を尊重すべきものとされています。

直接請求の内容について、町長は議会に提案するにあたり、意見を付すこととされており、以下の通り申し述べます。

1. 住民投票条例案の疑問点及び問題点について

- (1) 住民投票条例案第1条には、「住民の意思を確認し、もって民意を反映した選択をすることにより、将来の住民の福祉向上に資することを目的とする。」とあります。

我が国地方自治制度は、憲法や地方自治法の規定にありますように、首長と議会議員がともに住民の直接選挙により選ばれ、住民を代表するという間接民主主義での二元代表制を取っております。

すなわち、住民の意思を反映する手段として直接選挙により選ばれた首長、議会議員に住民自らの権力の行使を信託し、その代表者によって地方自治の役割を果たすこととされております。

なお、住民投票は、首長と議会議員による間接民主主義を基本とする地方自治制度にあって、これを補完する制度として地方自治法に規定があります。

そもそも、ごみ焼却施設の広域建設については、町長からの提案を受け、議会制民主主義に基づき町議会において調査・検討が行われ、議会の議決を受け、随時情報提供を行いながら進めてきたものであります。

しかしながら、同条によれば、御所市内でのごみ焼却施設建設可否について住民投票をしない限り民主的ではないこととなります。

この条文は、二元代表制による議会制民主主義に則り適正な手続きにより正当に進められてきた広域ごみ焼却施設建設事業の取り組みの実態と矛盾するものであります。

- (2) 住民投票条例案第2条第1項には、「ごみ焼却場を御所市に建設することに対する賛否」を住民投票に付する事項と定めています。

平成27年9月末に操業期限を迎えます現清掃工場の後継ごみ焼却施設建設は、本町の将来を思い、住民福祉の向上のためにも極めて重要な課題であり、幅広い観点から責任ある議論を行い、総合的かつ長期的な視点から慎重に判断すべきものであります。

しかしながら、同条例案には、ごみ焼却施設の広域建設以外の代替案が具体的に

示されていません。重大な問題であります。

広域建設の賛否を問うだけであり、広域建設が選ばれなかった場合には、如何にすべきか示されず、問題解決にならないからであります。操業期限後のごみ処理をいたずらに遅らせるだけであり、緊急かつ重要な課題の解決に役立つとは言えません。

- (3) 住民投票条例案には、住民投票の成立要件に重要な投票率に関する規定がありません。

同条例案第1条において、「町民の意思を確認し、もって民意を反映した選択をすること。」とし、同第15条では、「住民投票の結果を尊重しなければならない。」と規定し、また同条例案制定請求書の趣旨の中において、「住民の総意を聞いた上で判断することが必要です。」と記述されており、住民の総意を聞いた上で判断することを求めているものであることから、住民投票には、最低投票率の要件を設ける必要があります。

少なくとも過半数の住民の意思が示されることは最低限であり、例えば、直近の町議会議員選挙（平成21年執行）の投票率である65.77%以上の投票率があることを住民投票の成立要件とすべきではないでしょうか。

政策を選択するにあたり、間接民主主義を補完するための住民投票を実施し、町長や町議会がその結果を尊重しようとする場合、住民投票の投票率が、あらかじめ定めた水準を超えるものでない限り、投票結果を住民の総意として尊重することには、大きな矛盾があると考えます。

2. ごみ焼却施設の広域建設に係るこれまでの検討・審議状況等について

平成27年9月に操業期限を迎えます現田原本町清掃工場は、昭和60年10月に稼働し、ダイオキシン対策など必要な整備、改修を実施しておりますが、経年により老朽化しはじめている現状にあり、稼働から現在まで、地元西竹田自治会をはじめ、周辺6ヶ大字のご理解とご協力により、都合2度にわたる操業期間延長をご了解頂き28年間稼働しております。

清掃工場の今後の在り方につきましては、前述致しましたように、重要な課題であり、幅広い観点から責任ある議論を行い、総合的かつ長期的な視点から慎重に判断すべきものであります。

それゆえに、本町議会において、平成20年6月に清掃工場建設検討特別委員会を設置され、これまで5年近くにわたり、種々協議・議論を重ねていただいたところであります。

私は、平成18年田原本町町長選挙に立候補した時に、操業期限を控えた清掃工場の今後の方向性の探求を標榜し、平成22年の2期目立候補の時には、御所市との広域連携を図るごみ焼却施設の整備を掲げました。

平成22年の町長選挙は無投票当選となりましたが、結果として私の町政に対する取り組み方を表明して選挙に臨み、住民の皆様には一定のご理解を得たものと考えて

おります。

町長就任以来、操業期限を控えた清掃工場の今後の方向性を探求する中において、住民生活の安心、財政負担、環境面等あらゆる視点から、町単独建設、広域建設、他市町村委託、民間委託、ひいては現施設改修も検討課題に加え、財政負担や処理方法、将来的な安定策等そのメリット・デメリットなど検討を重ね、この間、特別委員会での質疑・議論や議会一般質問の答弁で、近隣市町との協議状況や財政負担額の差異等を説明し、特別委員会委員長報告などにより議員各位にもお知らせし、また、議員全員協議会での質疑にお答えするなどして、議員各位のご理解を得てまいりました。

また、検討過程を町広報紙へ掲載し、説明するほか、自治連合会総会など各種会合で説明するなど、住民の皆様にご報告してまいりました。

それぞれの対応策には一長一短があるなかで、近隣自治体との協議などを行いましたが、それぞれの事情があり進展しないものもありましたが、幸い御所市との協議において方向性を同じくすることができ、広域建設を進める方向で議会とも協議を進めてまいりました。

御所市・田原本町間において、組合設立についての諸手続について合意がみられたことから、平成23年1月の町議会臨時会において、御所・田原本環境衛生事務組合の設立についての議決を受け、奈良県知事許可の後、同年3月1日に「御所・田原本環境衛生事務組合」を設立いたしました。その後、五條市が組合に参入したいとの意向を示しましたので、3市町協議による若干の時間的遅れは発生するが、構成体増加による建設費用や維持管理費用にスケールメリットが見られること、費用負担割合などを議会に説明し、議論を重ねて頂きました。

本町と御所市・五條市による共同でごみ焼却事業を行うことについては、御所市と2市町共同で行うときと同様に、各々の市町において二元代表制による議会制民主主義に則り、地方自治法の規定に従い3市町議会の議決を受け、奈良県知事より平成24年8月31日許可を受け、本町・御所市・五條市による「やまと広域環境衛生事務組合」が設立されたものであります。

町長と町議会議員が共に住民の直接選挙により選ばれ、住民を代表するという間接民主主義での二元代表制のもと、5年間という長期にわたり議論を重ねて結論を得ました事案については、間接民主主義を補完する制度として地方自治法に規定されております住民投票をするまでの必要性はなく、本件条例の制定は要しないと考えます。

議員各位におかれましては、この住民投票条例案について厳正なるご審議と賢明なるご判断をいただきますようお願い申し上げます。

平成25年4月9日

田原本町長 寺 田 典 弘